

令和 8 年 9 月 25 日

市立伊丹病院における伊丹労働基準監督署 による勧告および指導に対する改善措置について

令和 8 年 2 月伊丹労働基準監督署より、休憩時間の適切な付与、未払いの超過勤務手当の支払いについて是正勧告および指導がありましたが、この度、次のとおり改善措置を行いましたので公表いたします。

1. 改善措置の内容

《「休憩時間の適切な付与」について》

休憩時間を時間内において適切に取得するよう指導するとともに、時間内の取得が叶わない場合は、就業時間内の別の時間で取得するよう周知徹底した。

《「未払いの超過勤務手当の支払い」について》

職員における出退勤時間のデータを職員毎に配付し、業務時間にあたる時間について未払いである時間をあらためて各部署、個人で確認したうえ、令和 8 年 9 月支給給与(9 月 25 日支払)に合算して支給し、時間外労働の基準について周知徹底した。

2. 市立伊丹病院の対応について

期間	主な対策
令和 8 年 5 - 6 月	・対象職員（対象者：延べ 1,034 名）に対して調査実施 ・未払いの時間・金額を把握 ・休憩時間の適切な付与および適切な労働時間管理についてルールの徹底等の周知啓発を実施
令和 8 年 6 - 8 月	・超過勤務手当未払い認定・修正作業
令和 8 年 9 月 4 日	・対象者数・未払い認定時間確定
令和 8 年 9 月 25 日	・未払い賃金の支払い、伊丹市労働基準監督署へ是正報告書提出（未払い賃金：47 名分、600 時間 1 分、金額 1,826,491 円）

3. 病院事業管理者のコメント

従前、労働時間の管理、超過勤務の適切な報告承認および支給について取り組んでまいりました。今般、労働基準監督署より勧告指導を受けたことにつきましては厳粛に受け止め、さらに職場環境の改善を推進してまいります。

令和 8 年 9 月

伊丹市病院事業管理者 樂木 宏実

＜問い合わせ先＞伊丹市 病院総務課（担当：山下）
TEL 072 - 777 - 3773（代）／072 - 777 - 3118（直）
E-mail itami-hp@city.itami.lg.jp